

改正	昭和四五年一〇月 七日条例第五五号	昭和四八年 三月三十一日条例第一六号
	昭和五〇年 三月一二日条例第三〇号	昭和五三年 三月三十一日条例第一九号
	昭和五六年 三月三〇日条例第一九号	昭和五九年 三月三〇日条例第一九号
	平成 元年 三月二九日条例第四八号	平成 五年 三月三〇日条例第二三号
	平成 九年 三月二八日条例第四三号	平成一二年 三月二四日条例第五号
	平成二六年 三月二七日条例第二号	平成三一年 三月一九日条例第二号
	令和 六年 三月二九日条例第二五号	

埼玉県工業用水道料金徴収条例をここに公布する。

埼玉県工業用水道料金徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、工業用水道料金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(料金の納入)

第二条 企業管理規程の定めるところにより、工業用水の給水を受けることについて管理者の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、この条例の定めるところにより、工業用水道料金(以下「料金」という。)を納入しなければならない。

(料金の額)

第三条 料金は、月額とし、その額は、次の各号に掲げる種別ごとに、それぞれ当該各号に定める額の合計額に百分の百十を乗じて得た額とする。

- 一 基本料金 企業管理規程の定めるところにより管理者が承認した一日当たりの使用水量(以下「基本使用水量」という。)に、当該月(使用水量を確認する日(以下「検針日」という。)の翌日から次の検針日までの期間をいう。以下同じ。)の日数を乗じて得た水量に対し、基本料率(一立方メートルにつき二十二円五十三銭とする。)を乗じて得た額
- 二 特別料金 基本使用水量を超える使用水量で、企業管理規程の定めるところにより管理者が承認した一時間当たりの使用水量(以下「特別使用水量」という。)の当該月の合計水量に対し、特別料率(一立方メートルにつき二十九円二十九銭とする。)を乗じて得た額
- 三 超過料金 次に掲げる水量に対し、超過料率(一立方メートルにつき四十五円五銭とする。)を乗じて得た額

イ 一時間における使用水量を記録する量水器を用いる場合 当該月における各一日の超過使用水量(一時間における使用水量から基本使用水量の二十四分の一及び特別使用水量を減じて得た水量のうち最大の水量に対し、二十四を乗じて得た水量)の合計水量

ロ 一時間における使用水量を記録しない量水器を用いる場合 当該月における使用水量から、基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量を減じて得た水量

2 検針日の翌日から次の検針日までの間に、工業用水道の使用を開始し、中止し、又はやめたときの料金は、日割計算によるものとする。

一部改正〔昭和四八年条例一六号・五〇年三〇号・五三年一九号・五六年一九号・五九年一九号・平成元年四八号・五年二三号・九年四三号・二六年二号・三一年二号〕

(料金の納入時期)

第四条 料金は、当該月の分を検針日の属する月の翌月に納入しなければならない。ただし、使用者が工業用水道の使用をやめたとき、又は管理者が特に必要があると認めるときは、そのつど納入しなければならない。

(納入の督促及び延滞金の納入)

第五条 管理者は、料金を納期限までに納入しない使用者がある場合においては、期限を指定して督促するものとする。

2 前項の規定により督促を受けた使用者が料金を納入しようとするときは、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納額（その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年十・七五パーセントの割合を乗じて得た額に相当する額の延滞金を料金とあわせて納入しなければならない。

一部改正〔昭和四五年条例五五号〕

（料金の減免）

第六条 管理者は、災害その他特別の理由がある場合で特に必要があると認めるときは、料金を減額し、又は免除することができる。

（過料）

第七条 詐偽その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

一部改正〔平成一二年条例五号〕

（委任）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。

（埼玉県工業用水道条例の廃止）

2 埼玉県工業用水道条例（昭和三十九年埼玉県条例第七十八号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（料金に関する経過措置）

3 この条例施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

4 この条例施行の際現に旧条例の規定に基づいてなされている工業用水道料金の減額の処分は、この条例の相当規定に基づいてなされた処分とみなす。

（昭和四十五年十月七日条例第五十五号抄）

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第十四条 前各条の規定による改正後の条例の規定に定める延滞利息、延滞金、延滞利子、貸付利子及び違約金その他規則で指定するこれらに類するものの額の計算につきこれらの条例の規定その他条例、規則その他の規程の規定に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

附 則（昭和四十五年十月七日条例第五十五号抄）

1 この条例は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

2 次に掲げる条例の規定に規定する延滞利息、延滞金、延滞利子又は違約金の全部又は一部でこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に対応するものの額の計算については、なお従前の例による。

一 埼玉県遺児奨学資金貸与条例第十条

二 本多静六博士奨学資金貸与条例第十条

三 埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例第八条

四 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例別表第六号

五 埼玉県保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸与条例第十二条

六 埼玉県保母修学資金貸与条例第十一条

七 埼玉県工業用水道料金徴収条例第五条

八 埼玉県水道用水料金徴収条例第五条

九 埼玉県寡婦福祉資金貸付条例第十二条

附 則（昭和四十八年三月三十一日条例第十六号）

1 この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この条例施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十年三月十二日条例第三十号）

- 1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十三年三月三十一日条例第十九号）

- 1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十六年三月三十日条例第十九号）

- 1 この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十九年三月三十日条例第十九号）

- 1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成元年三月二十九日条例第四十八号）

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に到来する検針日に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成五年三月三十日条例第二十三号）

- 1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二十八日条例第四十三号）

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月二十七日条例第二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後最初に到来する第一条の規定による改正後の埼玉県工業用水道料金徴収条例第三条第一項第一号の検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月十九日条例第二号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この

附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後最初に到来する第四条の規定による改正後の埼玉県工業用水道料金徴収条例第三条第一項第一号の検針日までの間に係る月分の工業用水道料金の算定については、なお従前の例による。